

【令和3年度】山形市結婚新生活支援補助金 募集要項

山形市では、結婚して新生活を始める夫婦を対象に、住宅の取得費や家賃、引越費用等を補助します。

申請の際は、この募集要項をよくお読みいただき、申請書兼実績報告書に必要書類を添付して提出してください。

対象夫婦

令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦で、以下(1)~(7)の全ての要件を満たす夫婦（世帯）が対象です。

- (1) 対象となる住宅が山形市内にあり、住民登録のうえ居住していること。
- (2) 令和2年（※）分の夫婦の所得金額の合計が400万円未満であること。

※令和2年分の所得証明書に記載の所得の金額で算定します。

ただし、申請時期（4月～6月中旬頃）によっては、申請時に市区町村が令和2年分の所得証明書を発行しておらず、令和元年分の所得証明書しか取得できない場合があります。その場合は、令和元年分の所得証明書に記載の所得の金額で算定します。

所得とは

この補助金の審査においては、所得を以下のとおり算定します。

（例）給与所得のみの場合：1年間の給与収入の金額－給与所得控除額

（例）自営業の場合：1年間の売上金額－必要経費

ただし、所得金額の合計が400万円以上の場合でも、以下①または②に該当するときは所得金額から控除して算定します。

① 夫婦に貸与型奨学金の返済者がいる場合

夫婦の双方または一方が貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦の所得の合計額から令和2年（令和元年の所得で算定の場合は、令和元年）分の返済額を控除します。返済額を確認できる書類を添付してください。

② 夫婦に離職者（就労していない方）がいる場合

夫婦の双方または一方が離職し、この補助金の申請時点で就労していない場合は、その者については令和2年（令和元年の所得で算定の場合は、令和元年）の所得が無いものとして扱います。申告書（様式第2号）と離職を証明する書類を添付してください。

- (3) 婚姻日時点における夫婦の年齢がそれぞれ39歳以下であること。
- (4) 夫婦ともに過去に結婚新生活支援事業による補助金の交付を受けたことがないこと。（他自治体含む）
- (5) 山形市が指定する講座等を受講すること。
※ 新生活の円滑なスタートアップを支援するための講座を予定しています。
- (6) 夫婦ともに市区町村税を滞納していないこと。
- (7) 夫婦及び世帯構成員が暴力団員等でないこと。

対象経費

令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に支払った次の費用

(1) 住居費

① 住宅取得費用 ⇒ 結婚に伴い取得した建物の購入費、新築の場合の工事請負費

※ 土地の購入費は対象外です。

※ 住宅を新築する場合の工事請負費は対象ですが、既存住宅の改修や増改築（リフォーム等）の費用は対象外です。

② 住宅賃借費用 ⇒ 結婚に伴い賃借した住宅の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

※ 賃料・共益費は、上記期間内に支払ったR3.1月～R4.3月分の費用のみが対象です。

※ 夫婦の一方が婚姻前に契約して入居していた住宅に他方が入居した場合（例：一方が婚姻前に一人暮らししていた住宅に、結婚を機にもう一方が引っ越してきて同居することとなった場合）は、同居開始後に支払った費用のみが対象です。入居日や同居開始日については、住民票の住定年月日で確認します。

※ 駐車場代、鍵交換代、入居前のクリーニング代、保険料等の費用は原則、対象外です。

(2) 引越費用 ⇒ 結婚に伴い取得または賃借した住宅や、夫または妻が居住する住宅への引越費用のうち、引越業者または運送業者へ支払った作業費や運送費

※ レンタカーを借りて自身で引越しを行った場合の費用や不用品の処分費用、引越業者が行う電気やガス等のサービス料、エアコン等のクリーニング費用は対象外です。

補助金額

すでに支払った対象経費（住居費・引越費用）の金額のうち、1世帯当たり上限60万円までの額を補助します。ただし、補助の上限額はご夫婦の年齢により異なります。

(1) 婚姻日時点における夫婦の年齢がそれぞれ29歳以下の場合 上限60万円

(2) 上記以外の場合 上限30万円

※ 住居費と引越費用は併せて申請することができます。

※ 算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

※ 住居費または引越費用に対して、勤務先からの住宅手当等や公的制度による他の補助金等を受けている場合は、その額を対象経費から控除し、補助金額を算定します。

申請期間

令和4年3月31日まで（ただし、予算額に達した時点で受付を終了します。）

※直近の受付状況を確認したい場合は、企画調整課（TEL023-641-1212 内線222）へお問合せください。

申請例 山形太郎さん花子さん夫婦

婚姻日時点で二人とも25歳/令和2年中の所得の合計額が390万円/太郎さん勤務先から住宅手当支給(1万円/月)

令和3年2月1日 太郎さん花子さんは市内のアパートを結婚後の住居とするため契約

・敷金、礼金、仲介手数料(計18万円) 2月分家賃(6万円/月=賃料5.5万円・共益費0.5万円)を支払い(以降、毎月の家賃は前月払い)

令和3年3月1日 太郎さん花子さんがアパートに引っ越し

・同日、引越業者へ10万円支払い

令和3年5月1日 太郎さん花子さん入籍 ⇒ 令和3年8月1日 補助金交付申請 ※講座は後日受講

【補助対象経費】2月1日から申請日までに支払った費用(計70万円) - 住宅手当(7万円) = 63万円 《補助上限額60万円》

※家賃:2月～8月分 42万円 ※住宅手当:2月～8月家賃分 7万円

【補助金交付額】60万円

申請方法

「山形市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書」に必要な書類を添えて、企画調整課窓口（市役所4階）へ直接提出してください。申請内容の確認等が必要なため、**提出方法は、原則、直接持参のみ**とさせていただきます。

申請書や提出書類の様式は、山形市ホームページからダウンロードが可能となっているほか、企画調整課でも配布しています。

※ 申請条件にあてはまるか、対象経費となるかなどは、申請前に企画調整課へお問い合わせください。

※ 申請提出の際は事前に企画調整課へご連絡の上、予約をお願いします。

（申請書の提出には、申請者ご本人または配偶者の方がお越しください。）

提出書類

★がついているものは、コピーの提出でも差し支えありませんが、提出時に原本もご用意ください。

共通（必ずご提出ください）

山形市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）

婚姻届受理証明書もしくは戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本） ★

住民票の写し ★

※ 夫婦の住所が記載されている「住民票の写し」を請求してください。

（「世帯全員」が記載されており、「世帯主及び続柄」「本籍及び筆頭者氏名」が記載のもの）

夫婦それぞれの所得証明書（令和2年分の所得を証明するもの） ★

※ 山形市の場合、令和3年度課税（令和2年分所得）分の「市県民税課税証明書（所得証明）」を請求してください。

【4月～6月中旬頃申請の場合】

申請時において令和3年度課税（令和2年分所得）分を発行していない場合があります。

その場合は、令和2年度課税（令和元年分所得）分を請求してください。

夫婦それぞれの納税証明書 ★

※ 令和2年1月1日時点で住民登録のあった市区町村で請求できます。

※ 山形市の場合、令和2年度分の「個人納税証明書」を請求してください。

※ 令和2年度非課税の方は提出不要です。

住宅手当等支給証明書（様式第3号）

※ 住宅手当等の支給（不支給）内容を確認する書類です。不支給（支給されていない）の場合もご提出ください。夫婦ともに就労している場合は夫婦それぞれの証明書が必要です。

※ 勤務先から記入いただいた上記証明書をご提出ください。勤務先からの記入が困難な場合は、住宅手当等の支給（不支給）内容を確認できる給与明細等の書類をご提出ください。

同意書兼誓約書（様式第4号）

請求書

※振込先口座は、原則申請者名義の口座のみです。申請者以外の名義の口座を希望する場合は「委任状」をご提出ください。

振込先口座が確認できる書類（通帳またはキャッシュカードのコピー）

※金融機関名、店名、預金種目、口座番号、口座名義が確認できる部分をコピーしてください。

アンケート

以下は該当するものをご提出ください。

住宅取得費用を申請する場合

次のどちらか1つ

- 住宅の売買契約書の写し と 住居費の領収書等の写し
- 住宅の工事請負契約書の写し と 住居費の領収書等の写し
 - ※ 契約書の写し：契約日、金額、売主・買主双方の確認ができるもの
 - ※ 領収書等の写し：支払者氏名、金額、支払内容、受領日(支払日)、支払先を確認できるもの

住宅賃借費用を申請する場合

- 住宅の賃貸借契約書の写し と 住居費の領収書等の写し
 - ※ 契約書の写し：契約日、金額、貸主・借主双方の確認ができるもの
 - ※ 領収書等の写し：支払者氏名、金額、支払内容、受領日(支払日)、支払先を確認できるもの

引越費用を申請する場合

- 引越費用に係る領収書等の写し
 - ※ 支払者氏名、金額、支払内容、受領日(支払日)、支払先を確認できるもの

貸与型奨学金を返済している場合

- 貸与型奨学金の返還証明書 ★
 - ※ 原則、令和2年分のもの。ただし、令和元年分の所得証明書で所得を算定する場合は、令和元年分のもの。

夫婦のどちらか一方が離職し、申請日において就労していない場合

- 申告書（様式第2号）
- 離職を証明する書類 ★
 - ※ 離職票や退職証明書等をご提出ください。

注 意 事 項

※申請した内容について、市から問合せや調査、又は追加資料の提出等を求められたときは、これに
応じてください。申請した内容に虚偽又は不正があった場合、本補助金を返還していただきます。
※補助金に係る関係資料を交付決定した年度の翌年度から起算して5年間は整理・保存してください。

補助金交付までの流れ

① 交付申請	補助金交付申請書に必要な書類を添付してご提出ください。 原則、企画調整課へ <u>持参し提出。</u> 【ご持参いただくもの：提出書類一式、ご夫婦の朱肉印】 ※ <u>事前に企画調整課へ連絡のうえ、来庁時間の予約をお願いいたします。</u> ※不足書類があった場合は、受付できません。
② 申請受理・審査 (原則、2週間程度)	提出書類を審査します。審査の中で不備等が判明した場合、再提出や追加提出 をお願いする場合があります。
③ 審査結果通知	審査の結果を書面（通知書）にてお知らせします。 ※受講いただく講座等については別途ご案内いたします。
④ 補助金交付 (原則、③から1ヶ月間程度)	請求書に記載の口座へ補助金を振り込みます。

【申請・問合せ先】山形市役所4階 企画調整課 協働推進係
電話 023-641-1212(内線 222・223) / メール kikaku@city.yamagata-yamagata.lg.jp